

(平成25年8月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を71万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月26日

私がA社に勤務していた期間のうち、平成17年12月26日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が漏れているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の銀行口座の取引推移一覧表により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成18年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書から、申立人は、平成17年において、オンライン記録における標準報酬月額並びに同年7月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料及び雇用保険料から推認した合計額を超える社会保険料が事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、当該事業所の経理担当者は、「給与の締切日は15日、支払日は当月25日、保険料は翌月控除だった。社員の賞与から申立期間の厚生年金保険料を控除していたが、社会保険の届書の作成・提出は社会保険労務士に委託していたので、届出の状況は分からない。」と供述している上、申立人と同様に申立期間の標準賞与額の記録が無い複数の元同僚について、申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記取引推移一覧表で確認できる賞与振込額等により推認できる厚生年金保険料控除額から、71万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主と連絡が取れないため確認することはできないが、複数の元同僚に対し申立期間において賞与が支払われ、当該賞与に係る保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成 17 年 5 月から同年 8 月までの標準報酬月額は 34 万円と記録されているが、給与支給明細書では標準報酬月額 50 万円に基づく厚生年金保険料が控除されているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された申立人の賃金台帳及び申立人から提出された申立期間の給与支給明細書により確認できる保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の被保険者資格取得届提出時における報酬月額の届出誤りを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を76万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

私のA社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月に係る賞与一覧表及び申立期間当時の社会保険担当役員の回答により、申立人は、同年12月10日に76万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を69万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 8 日

私のA社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年6月に係る賞与一覧表及び申立期間当時の社会保険担当役員の回答により、申立人は、同年6月8日に69万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑦までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①から③までは19万円、申立期間④から⑦までは17万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①から⑦までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年7月16日
③ 平成16年12月16日
④ 平成17年7月15日
⑤ 平成17年12月22日
⑥ 平成18年7月20日
⑦ 平成19年12月21日
⑧ 平成21年7月30日
⑨ 平成21年12月25日

私は、A社（現在は、B社）に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が欠落している。賞与明細や預金通帳を所持していないが、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑦までについて、B社から提出された年間賃金台帳及び全社員賞与集計表により、申立人は、A社から賞与を支給され、申立期間①から⑦までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①から⑦までに係る標準賞与額については、上記年間賃金

台帳及び全社員賞与集計表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①から③までは 19 万円、申立期間④から⑦までは 17 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①から⑦までの標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①から⑦までに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①から⑦までの標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①から⑦までの保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑧及び⑨について、申立人は、前記年間賃金台帳及び全社員賞与集計表により、A社から賞与を支給されていないことが確認できる。

このほか、申立期間⑧及び⑨について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる賞与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間⑧及び⑨について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 57 年 8 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和 57 年 2 月及び同年 3 月は 14 万 2,000 円、同年 4 月から同年 7 月までは 17 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月 21 日から同年 8 月 21 日まで

A 社における私の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和 57 年 2 月 21 日となっているが、私は当該事業所における退職日は同年 8 月 20 日だったと記憶している。当時の給料支払明細書があり、それを見ると同年 2 月から同年 7 月までの厚生年金保険料が控除されている。また、雇用保険の離職票でも離職日が同年 8 月 20 日となっているので、厚生年金保険被保険者の資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された A 社における給料支払明細書により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、昭和 57 年 2 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが記載されているにもかかわらず、その後の同年 4 月 1 日に標準報酬月額を改定している記録が確認できる上、同年 10 月 1 日に定時決定が行われたことも記載されている。定時決定は、被保険者の標準報酬月額を決定するために毎年定期的に行われ、申立期間当時は 8 月 1 日現在の被保険者が届出の対象となっていたことを踏まえると、申立人は当該事業所に同年 8 月 1 日において

被保険者であったことがうかがえることから、申立人が同年2月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

さらに、申立人から提出されたA社における給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額は、昭和57年2月と同年3月は被保険者原票に記載されている標準報酬月額14万2,000円の保険料額と一致し、同年4月から同年7月までは同原票に記載されている同年4月1日付けで変更された標準報酬月額17万円の保険料額と一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和57年8月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和57年2月及び同年3月は14万2,000円、同年4月から同年7月までは17万円とすることが妥当である。

関東千葉国民年金 事案 4505（事案 3683、4047 及び 4319 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から 63 年 6 月までの期間、平成 2 年 6 月、3 年 7 月から同年 10 月までの期間及び 5 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 7 月から 63 年 6 月まで
② 平成 2 年 6 月
③ 平成 3 年 7 月から同年 10 月まで
④ 平成 5 年 1 月

私は、平成 2 年 6 月頃に A 市役所 B 出張所で国民年金の加入手続を行い、その際、窓口の職員から過去の国民年金保険料を遡って納付できることを聞き、昭和 61 年 7 月からの 2 年分の保険料を納付した。また、それ以降の保険料も共済組合又は厚生年金保険からの切替手続きを行い、納付しているはずであり、申立期間の保険料の納付を認めないとする前回までの審議結果に納得できないので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の記号「*」は、A 社会保険事務所（当時）が平成 4 年 12 月から同社会保険事務所管内の市町村に払い出していた記号であり、申立人が国民年金の加入手続を行ったと主張する 2 年 6 月時点において、同社会保険事務所が払い出していた記号は「*」であることから、申立人が同年 6 月に国民年金の加入手続を行ったとは考え難いこと、ii) 申立人の手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、同社会保険事務所から 7 年 1 月 9 日に A 市へ払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の前後の第 3 号被保険者の該当処理日から、申立人の加入手続は同年 4 月頃に行われたと推認でき、加入時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができないこと、iii) オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払

出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由に、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、23年7月13日、同年12月28日及び24年7月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回までの審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報は提出されず、そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年1月から25年12月まで
② 昭和27年1月から28年12月まで
③ 昭和29年1月から同年5月まで
④ 昭和40年1月から43年12月まで

私は、申立期間①はA事業所に、申立期間②はB事業所に、申立期間③はC事業所に、申立期間④はD社にそれぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA事業所での勤務状況等に関する具体的な申述から、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、当該事業所は昭和29年2月1日にE社として厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所ではない期間であることが確認できる。

また、当該事業所の事業主は、「当時の資料の保存は無く、申立人の在籍等は確認できない。」と回答しており、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人のB事業所での勤務状況等に関する具体的な申述から、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、当該事業所は昭和29年3月1日にF社として厚生年金保険の新

規適用事業所となっており、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所ではない期間であることが確認できる。

また、当該事業所の事業主は、「当時の資料の保存は無く、申立人の在籍期間等は明確ではない。」と回答しており、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人のC事業所での勤務状況等に関する具体的な申述から、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していた可能性はうかがえる。

しかし、オンライン記録において、当該事業所が申立期間③当時、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人は、事業主及び元同僚の氏名を記憶していないため、当該事業所の事業主を特定できず、元同僚への聴取もできないことから、申立期間③における申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、申立人のD社での勤務状況等に関する具体的な申述から、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していた可能性はうかがえる。

しかし、事業主は、「当時の資料の保存は無く、当時を知る社員も既に不在のため、申立人の在籍期間及び厚生年金保険の加入状況は確認できない。」と回答している。

また、申立人は、当該事業所での勤務形態について「臨時雇いの扱いであったかも知れない。」と申述している上、申立期間④に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、当該事業所の申立期間④に係る事業所別被保険者名簿に申立人の記載は無く、申立人が一緒に勤務したとする義妹の記載もない。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年6月1日から26年3月16日まで
② 昭和26年4月26日から35年8月12日まで

私の年金記録において、申立期間が脱退手当金支給済期間となっているが、脱退手当金の請求手続を行ったことは無く、受給した記憶も無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②の事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年11月17日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間②の事業所を退職後、昭和42年3月に国家公務員共済組合員となるまで被用者年金制度への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがう上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年頃から36年頃まで

私は、昭和33年頃から2、3年、A区にあったB社に配送の運転手として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録がない。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された自動車運転免許証の備考欄に、「昭和33年2月25日住所変更届」、「B社方」の記載があることから、勤務期間は特定できないものの、申立人は、B社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所名簿検索システムにおいて、B社は厚生年金保険の適用事業所になった記録は確認できない。

また、申立人は、事業主及び元同僚の氏名を記憶していない上、B社の所在地を管轄する法務局に商業登記簿は保存されておらず、事業主を特定できないことから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険加入の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5222 (事案 545 及び 1522 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月1日から同年9月1日まで

私は、昭和23年10月、A社に入社した。試用期間があったと思うが、正社員で採用されて25年3月14日に退職するまで継続して同社に勤務していた。会社が適用事業所になったときから、厚生年金保険の保険料を給料から引かれていたと記憶している。

前回の申立てをした後、私の名前を覚えている元同僚が判明したので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の加入記録から、昭和24年9月1日以前から申立人がA社に勤務していたことが確認できるものの、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の資格取得日が24年9月1日と記載されていること、及び当該事業所は25年5月18日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在も確認できず、当時の事情が不明なことなどから、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成21年3月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

再申立てにおいて、申立人は、新たに複数の元同僚の名前を挙げて、再調査を申し立てているが、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に当該元同僚の名前が見当たらない者が含まれている上、名前の確認できた者も、既に亡くなっていることなどから、当時の事情を聴取することができず、当初の決定を変更すべき新たな事情は確認できなかったことから、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会の決定に基づき、平成22年2月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立人の名前を覚えている新たな元同

僚が見つかったため、再調査を申立てているところ、当該元同僚は、「一緒に勤務したのは事実だが、昔のことで覚えていない。」と供述していることから、勤務は推認できるものの、保険料の控除等、新たな事実を確認することができない。

また、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者台帳記号番号については、厚生年金保険番号払出簿から、申立人が昭和24年9月1日で資格取得したことが確認できる上、厚生年金保険番号払出簿の資格取得日は、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の資格取得日と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月8日から46年2月16日まで
私の年金の記録は、A社を退職したときに脱退手当金を受給したことになるが、脱退手当金を受け取った覚えが無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書により、申立人に係るB社（同裁定請求書には親会社名の記載）及びA社における厚生年金保険の加入期間について脱退手当金が請求され、「C県D市E〇-〇」の住所へ隔地払い（払渡店はC県D郵便局）の手続が執られていることが確認できる。

また、上記裁定請求書に記載された上記の住所は、不動産登記簿謄本及びD市役所の回答により、当時の住居表示から変遷はあったものの、申立人の親族が居住している住居と推認することができることから、支払通知書が届かなかったとは考え難い。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人記載欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。